

浸水時における広域避難に関する協定

桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町は、桑名市及び木曾岬町の海拔ゼロメートル地帯において風水害による高潮・洪水、又は地震・津波による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水時等」という。）において、桑名市及び木曾岬町の住民が、市町の境界を越えていなべ市及び東員町へ避難（以下「広域避難」という。）する場合の避難及び受入に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浸水時等に桑名市及び木曾岬町の住民が、広域避難を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）避難市町 桑名市及び木曾岬町又はどちらか一方
- （2）受入市町 いなべ市及び東員町
- （3）避難施設 受入市町が指定する施設

（避難施設の使用）

第3条 桑名市が、浸水時等において避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、桑名市内の指定避難所では収容できない場合、受入市町の避難施設を使用できるものとする。

- 2 木曾岬町が、浸水時等において広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令した場合、受入市町の避難施設を使用できるものとする。

（使用要請）

第4条 避難市町の長は、広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令する場合は、受入市町の長に対して、避難施設の使用について文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文書を提出するものとする。

- 2 避難市町が避難施設の使用の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を受入市町に明示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、概数、見込み等とし、後に通知するものとする。
 - 一 避難する人数
 - 二 避難する期間
 - 三 前各号に定めるもののほか必要な事項

（避難者の受入）

第5条 受入市町の長は、前条第1項に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、避難市町の住民を受け入れるものとする。

(避難施設の運営)

第6条 避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が行うものとする。ただし、避難初動期において避難市町の体制が整わない場合は、受入市町に応援を要請し、受入市町はその要請に応ずるものとする。

2 避難施設の運営にあたって、必要となる資材、食料等は避難市町が調達するものとする。ただし、調達するいとまがない場合は、受入市町に応援を要請し、受入市町はその要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第7条 受入市町が、避難市町の住民の受入及び避難施設の運営に要した経費は、原則として避難市町が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市町及び立会人が記名押印し、各1通を保有するものとする。

附則

この協定は、平成28年10月26日から適用する。

平成28年10月26日

桑名市長

伊藤 徳宇

いなべ市長

日沖 靖

木曾岬町長

加藤 隆

東員町長

水谷 俊郎

(立会人) 三重県桑名地域防災総合事務所長

佐伯 雅司